

令和3年

7月農業委員会総会議事録

7月委員会議事日程、議案第1号から議案第4号、報告第1号から報告第3号となっておりますので、よろしくお願いたします。

議案書2ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について、農地所有権移転1件に関する申請を別表のとおり定めるものといたします。

議案書3ページをお願いいたします。

議案第1号、番号1、阪本町の物件について、事務局、説明願います。

事務局の麓でございます。

議案書3ページ、1番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は、阪本町で、地目は、田1筆、面積は、578㎡、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

申請地は、果樹栽培、保全管理されている農地であり、農地基本台帳において小作人の記載がないことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の拠点となる場所から約6.3km、車で15分の距離に位置しております。

譲受人は、耕運機等を保有しており、農業従事日数は90日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、「無農薬、自然農法で変わりなく農業を続けます。若い力で畑を育てていこうと思います。」とのことでした。

続きまして、地区担当の森富士雄推進委員から受けました調査結果を報告いたします。

「現地を確認したところ、果樹栽培されており、譲渡人・譲受人に電話にて意思確認しました。譲渡人は譲渡することに同意されており、譲受人は申請地で果樹を栽培する予定です。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いたします。

友田会長 説明が終わりました。

この件につきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

異議なしということで、議案第1号、番号1については許可することに決定いたします。

議案書4ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について、農地を農地以外の用途に転用するため、これらの使用貸借権の設定1件に関する申請を別紙のとおり定

事務局

めるものいたします。

議案第2号、番号1、仏並町の物件について事務局から説明願います。事務局。

議案書5ページ、1番について説明させていただきます。

物件の所在地は、仏並町で、地目は、田1筆、面積は、287㎡、転用目的、貸し人、借り人につきましては議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

農地転用の許可要件に規定されております立地基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域にあり、一団の農地の規模が10ha未満の農地であり、2種農地と判断します。

転用目的は一般住宅で、借り人は婚姻により住所地に居住していますが、手狭であるため、耕作地及び両親の住所地に近い申請地を借り受け、一般住宅を建築するものです。

続きまして、地区担当の式森委員から受けました調査結果を報告いたします。

「申請地は現在、一部野菜などを耕作している部分があるが、大部分は遊休農地である。申請地を転用することにより、周辺農地及び水路などへの影響はないと思われる。借り人に電話にて意志を確認したところ、転用目的は申請内容に間違いなく、許可後速やかに転用し、地目を変更するとのこと。貸し人に現地において内容の確認をしたところ、貸し人は高齢であり、今後の利用を考えていたところ借り人から今回の申請の内容のお話があり、隣接や水利に転用の同意をいただいたことから貸すことになりました。」とのことであり、許可やむを得ないと認めますとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長

ありがとうございます。

この件につきまして、異議、意見はございませんか。ありませんか。

(異議なしの声)

これな、この借り人というのは珍しいやろう。借り人。

事務局

はい。

友田会長

これ、「借り人」を消してやな。こんなんたまにしかないわな。

事務局

はい。

友田会長

頼んでおくわな。

事務局

はい。

友田会長

議案第2号、番号1については許可やむを得ないということで大阪府に報告いたします。

議案書6ページをお願いいたします。

議案第3号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法（昭和

事務局	<p>55年法律第65号)第18条の規定による農用地利用集積計画2件を別紙のとおり定めるものといたします。</p> <p>議案書7ページをお願いいたします。</p> <p>議案第3号、番号1、春木町の物件について説明願います。事務局。</p> <p>事務局の丸鳩でございます。</p> <p>議案書7ページ、1番について説明させていただきます。</p> <p>物件の所在地は、春木町で、地目は、田6筆、面積は、合計2,760㎡でございます。</p> <p>貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。</p> <p>申請地はトマト栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。</p> <p>続きまして、地区担当の山本推進委員から受けました調査結果の報告をいたします。</p> <p>「現地確認を行い、野菜、保全管理されている農地であり、貸し手、借り手に意思確認をいたしました。貸し手は申請地を貸すことに同意されております。借り手は申請地で作物を栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」と報告を受けております。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。</p>
友田会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>この件につきまして、異議、意見はございませんか。</p>
橋本委員	<p>ちょっと確認ですけれども、継続となっていますね、新規か継続かというの、この案件に関して。今、御説明あって、継続ということになっていますね。</p>
事務局	<p>はい。</p>
橋本委員	<p>その継続というの、中身はどういうことですか。</p>
事務局	<p>中身はという……。</p>
友田会長	<p>継続ってどういう意味かと。</p>
事務局	<p>事務局の麓と申します。</p> <p>今回の申請が来ている利用集積なんですけれども、10年前も一度10年間貸しますよということで出ていまして、その期限がもうすぐ切れるということで、もう一度10年更新したいと、そういう意味で申請が出てきたと。なので、全くの新規ではなくて、実質は、以前から続けて今後もしていくよと、そういう意味での継続になっております。</p>
橋本委員	<p>了解しました。</p>
友田会長	<p>ほかにございませんか。</p>

(異議なしの声)

ありがとうございます。

議案第3号、番号1については決定することといたします。

続きまして、議案第3号、番号2、式森委員が申請者のため、農業委員会に関する法律第31条の議事参与の制限により、審議が終わるまで退席となります。よろしくお祈いします。

(式森彦人委員退席)

坪井町の物件について説明願います。事務局。

事務局

議案書7ページ、2番について説明させていただきます。

物件の所在地は、坪井町で、地目は、畑3筆、面積は、合計2,111㎡でございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は野菜栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の岡田委員から受けました調査結果の報告をいたします。

「現地確認を行い、次作に向けて除草作業中でした。貸し手、借り手に意思確認いたしました。貸し手は申請地を貸すことに同意されており、借り手は申請地で耕作予定であります。申請どおり問題ありません。」と報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果の報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお祈いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件について異議、意見はございませんか。ございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

議案第3号、番号2については決定することといたします。

続きまして、議案書8ページをお願いいたします。

議案第4号、市民農園区域の変更について、市民農園整備促進法(平成2年6月22日法律第44号)第4条第1項の規定に基づき、和泉市長より市民農園区域の変更について諮問をされましたので、農業委員会の意見を求める。

事務局。

事務局

事務局、富永です。

この議案につきましては、産業振興室農林担当からの説明になりますので、議案書送付時に添付にて送付しております資料を御参照願います。

よろしくお祈いします。

農林担当

皆さん、どうもこんにちは。農林担当課長の藤里でございます。

それでは、第4号議案の市民農園区域の変更につきまして御説明させていただきます。

市民農園区域の変更につきましては、令和3年3月12日開催の3月の農業委員会総会におきまして同意の方針をいただきました後に、6月8日付で大阪府知事の同意も頂戴したことをまずもって御報告させていただきます。誠にありがとうございました。

本日は次のステップとなりまして、ふぁっとりあきららの運営変更の計画を御審議いただきたく上程いたしました。

それでは、お手元の資料に基づき御説明させていただきます。

令和3年6月16日付で、組合員より市民農園の開設認定変更申請書の提出がございました。その添付書類といたしまして、まず市民農園整備運営変更計画書がございます。

1の市民農園の用に供する土地につきましては、次のページめくっていただきましたら、朱書きで記載している4筆になりまして、こちらのほうがこのたび市民農園から除外された農地となりまして、農園の合計面積が51,920㎡から49,871㎡へと変更されてございます。

ページめくっていただきまして3になります。3で、市民農園の開設の時期につきましては、当初は平成20年5月というところの記載でございますが、実際には同年8月に開設していますので変更させていただきます。

その下の4の利用者の募集及び選考の方法につきましては、募集方法を新聞社等への記事記載依頼からチラシのほうに変更させていただきます。選考方法も、現地説明会を実施の上、抽せんから、申込みが来た順にというところに変更させていただきます。

最後に、5の利用期間その他の条件といたしまして、当初は1区画60㎡の区画を一律6万円でお貸しするというようなスキームでございましたが、利用者の多様なニーズに対応させていただくために料金体系や区画面積もこのたび見直す内容となっております。中にはミカンやブドウのオーナー制をプログラムに組み入れて実施してございます。

ページめくっていただきまして、地形図ついています。地形図につきましては、変更の市民農園区域の位置と地形状況を示したものでございます。

続きまして、農園利用計画図におきましては、変更市民農園区域における新しい区画の配置状況を示したものでございます。記載されてございますアルファベットが、別添の農園土地利用の対比表の右側、変更計画案の区画のアルファベットと対応してございます。

以上、簡単ではございますが、内容の御説明とさせていただきます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。失礼します。

友田会長

ただいま説明が終わりました。

この件につきまして異議、意見はございませんか。

	<p>質問はございませんか。</p> <p>これ、場所どこやというの、ちょっと説明してやってくれへん。ぱっと見たかて分かれへん。</p>
農林担当	<p>すみません、農林担当です。</p> <p>一番分かりやすいのが農園利用計画図、こちらのほうの最新のほう、図面お示しさせていただいているんですが、よろしいでしょうか。</p> <p>この図面の一番左下、方角で言いましたら南と西、青く着色している4筆ございまして、まずこの4筆が今回除外されるというような見直しの中で、もともとこの区画に関しては一律6万円というような区画設定やったんですが、実際、面積であったりとか利用状況に応じて値段設定の変更もございますので、併せて運営の方針というのを変更させていただく内容でございます。</p> <p>以上です。</p>
友田会長	<p>分かっただきましたでしょうか。</p>
橋本委員	<p>質問してもいいですか。</p>
友田会長	<p>はい、どうぞ。</p>
橋本委員	<p>盛りだくさんの説明がありましたので、なかなかすぐに理解できないところもあるんですけども、例えば農園土地利用対比表というのがありますね。そこで例えば、あるいはGですね、それは農園利用方式から……聞こえますか、大丈夫ですか。</p>
農林担当	<p>はい。</p>
橋本委員	<p>区画の貸し方式に変更になっていますけれども、これはどういう理由なり背景があつてこうなっているんですか。</p>
農林担当	<p>農林担当でございます。</p> <p>今、御指摘いただきましたGに関しましては、もともと60区画がある中で6万円の区画を設定させていただいていたんですが、値段的に年間6万円というようなところで、利用者がなかなか要はつかないような状況の中で、農園のサービスをそぎ落として区画だけを貸し付けていくというような設定にさせていただいて、利用料金を要は1万円に変更させていただいて。もともとは農園利用方式といいまして、苗とかいろんなサービスをセットにした状況やったんですが、今回、区画だけを貸し付けるというようなところで、区画を30㎡に小さくして、年間利用料を1万円というふうに変更させていただくものでございます。</p>
橋本委員	<p>今の御説明ですが、変更の理由は主に農地所有者、設置者の理由ということですか。利用者からの要望ということですか。今の説明では利用者よりも農地所有者の理由ということですが、そう理解していいんですか。</p>
農林担当	<p>農林担当でございます。</p> <p>委員さんおっしゃるように、まず、利用形態の中でなかなか区画が埋まらないというような状況もございますので、より区画が埋まるような設定をさせていただくというような変更を地権者のほうから、組合のほうからいただいたものでございます。</p>
橋本委員	<p>それともう一点、ごめんなさいね。他の市の事例等を見ると、市民農園の管理に当</p>

たってはマイファームあたりに管理を任せているケースがあるんですけども、ここはそういうケースではないんですね。

農林担当

農林担当でございます。

もともとは、委員さんおっしゃるようなマイファームさんとか、御支援いただきながら運営というのも開設当初は行っていたんですが、現状といたしましては、要は農業を教える指導者というのが3名程度いてまして、その方が農業指導に当たっているというような状況でございます。地域の農家さんが教えられるスキルございますので、そちらの方が利用者に対して作物の栽培指導を行っているという状況でございます。

橋本委員

ですから、園主が主導権を持って利用者にいろいろと指導しているという、そういうスタイルになっているということですね。

農林担当

そうですね。

橋本委員

そういう方向で考えているということですね。

農林担当

そういう状況です。

橋本委員

分かりました。

友田会長

今、何件ぐらい市民農園入ってるん。

農林担当

農林担当でございます。

約半分程度ということで賜ってございます。なかなか苦戦しているということで賜っています。

友田会長

1回また件数教えてください。

藤原副会長

除外する区域になっている、トミオさんの分は除外になるけれども、これは何か理由があるの。

農林担当

農林担当でございます。

トミオさんの農地に関しましては、体験農園としての利用率が好ましくないために、農地を独自利用させていただくというようなところで、農地として活用されるということで賜ってございます。

藤原副会長

ほんなら自分でやるということやな。

農林担当

そうですね。自分で耕作を進めていくというふうに申請のほうでは聞いてございません。

藤原副会長

ほんなら誰かが。放置して草だらけになってというようなことではないんですね。

農林担当

そうですね、はい。

藤原副会長

分かりました。そうでないと、この端で草だらけの場所が出てくるというものね。

友田会長

御意見ございませんか。

それじゃ、御意見なしということで答申させていただきます。

ということで、この件については終了いたします。

次、報告案件に移ります。

議案書9ページ、報告第1号 農地使用貸借権の解約通知確認について、農地使用貸借権の解約1件に関する通知を別表のとおり確認するものといたします。

10ページを御参照ください。

次に、議案書11ページ、報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用3件を専決により受理したので報告いたします。

12ページを参照してください。

続きまして、議案書13ページ、報告第3号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用するため、これら所有権移転5件を専決により受理したので報告いたします。

議案書14ページを御参照ください。

以上、本日の審議は全て終了いたしました。

それでは、そのほか何か御質問、御意見ありましたらお伺いいたします。何かございませんか。ありませんか。

それでは、本日は、委員皆様方にはお忙しい中、誠にありがとうございました。

これにて終了いたします。ありがとうございました。

閉会時間15時00分

上記会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためにここに署名する。

会 長

委 員

委 員